



平成 29 年 8 月 4 日

各 位

会 社 名 天馬株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤野 兼人
(コード：7958、東証第一部)
問合せ先 執行役員 総務部長 坂井 一郎
(TEL. 03-3598-5511)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

| | |
|-------------------|---|
| (1) 処 分 期 日 | 平成 29 年 9 月 1 日（予定） |
| (2) 処 分 株 式 数 | 当社普通株式 70,000 株 |
| (3) 処 分 価 額 | 1 株につき 2,283 円 |
| (4) 処 分 価 額 の 総 額 | 159,810,000 円 |
| (5) 処 分 予 定 先 | 三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託先：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）） |
| (6) そ の 他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。 |

2. 処分の目的および理由

当社は、平成 29 年 5 月 12 日付取締役会において、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。以下も同様です。）および執行役員（以下、総称して「取締役等」といいます。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、当社取締役に対する導入については平成 29 年 6 月 27 日開催の当社第 69 回定時株主総会において承認決議されました。

本制度の概要につきましては、平成 29 年 5 月 12 日付「役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式の処分は、本制度導入のために設定される信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））に対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程に基づき、信託期間中の当社取締役等の役位および構成推移等を勘案のうえ、交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、平成29年3月31日現在の発行済株式総数27,813,026株に対し、0.25%（平成29年3月31日現在の総議決権個数241,005個に対する割合0.29%。いずれも、小数点第3位を四捨五入し、表示しております。）となります。

本信託契約の概要

| | |
|-------|---|
| 委託者 | 当社 |
| 受託者 | 三井住友信託銀行株式会社 なお、三井住友信託銀行株式会社は平成29年9月1日（予定）に日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が再信託受託者となります。 |
| 受益者 | 当社取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者を選定する予定 |
| 議決権行使 | 信託管理人が受託者に対して、不行使の指図をします |
| 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| 信託契約日 | 平成29年9月1日（予定） |
| 信託の期間 | 平成29年9月1日（予定）～平成33年9月30日（予定） |
| 信託の目的 | 株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること |

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、平成29年8月3日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である2,283円といたしました。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間（平成29年7月4日～平成29年8月3日）の終値平均2,175円（円未満切捨て）からの乖離率4.97%、直近3ヵ月間（平成29年5月8日～平成29年8月3日）の終値平均2,116円（円未満切捨て）からの乖離率7.89%、あるいは直近6ヵ月間（平成29年2月6日～平成29年8月3日）の終値平均2,096円（円未満切捨て）からの乖離率8.92%となっていることから、当社株式の最近の平均株価からの乖離率を踏まえても合理的な価額となっております（乖離率はいずれも小数点第3位を四捨五入し、表示しております。）。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利なものとはいえ、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査等委員である取締役全員（3名、うち2名は社外取締役）が、上記と同じ理由により、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以上